

BEPS 番外編 パナマ文書

April 2016



今回は、今までの流れを少し変更して、最近メディアに取り上げられることの多いパナマ文書について、これまで述べてきたBEPSとの関連で解説したいと思います。

About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

そもそもパナマとは？ タックスヘイブン

パナマとは、ご存知の通り、大西洋と太平洋を結ぶパナマ運河で有名な中央アメリカに所在するパナマ共和国をいいますが、ここでいうパナマとは、オフショア銀行、オフショア企業、船舶の登録及びパナマ信託や基礎の形成を含む幅広い金融サービスを提供する地域を意味しています。パナマにおいて、オフショア企業に課される税金はなく、オフショア企業、および企業の所有者は、贈与税を含む法人税、源泉税、所得税、キャピタルゲイン税、地方税、および不動産や相続税が免除されています。

金融プライバシー

企業や個人の金融プライバシーを保護するためにパナマでは確立された法令が存在し、厳格な守秘義務の法律や規制が、機密性の違反に対する民事および刑事罰として、オフショア法人、信託および財団の情報に適用されます。また、企業の株主の名前は、公的に登録する必要はなく、パナマの銀行はオフショア銀行口座や口座保有者に関する情報を共有することが禁じられています。

パナマ文書の問題点

パナマ文書は、これらのパナマの制度的特徴により秘匿性が守られてきた情報を公衆の面前に曝け出したものといえます。但し、同時に、この意味で、これだけを見れば税務上何からかの問題があるというものではなく、このことは、パナマ文書がもともとパナマにおける大手法律事務所の資料であり、少なくともパナマ法域においては違法と呼べるものではない（と一義的には考えられる）ことから分かります。

それでは一体何が問題となっているのでしょうか？

この問題を理解するためには、近年、税務目的を含む国際的な情報の透明性及び交換性に対する要請が著しく高まっていることについて理解する必要があります。

これには、大きく分けてBEPSの流れと、銀行情報開示の流れがあるものといえ、また、これらは相互に密接に絡み合い、一つの大きな政治的な情勢を形成しているものともいえます。

それぞれの流れはともに、各国政府及びEU、OECD、国連等の国際組織が協力し、企業及び個人の経済的活動にかかわる仕組みである点において共通している一方で、前者は各国間の課税権の調整を主要な目的とするものであるのに対して、後者は、情報について各国で交換し、その透明性を高めることにより、税制だけでなく、それ以外の不正、テロ資金、マネーロンダリング等の防止にも間接的に関連するものである点において相違しているものともいえます。

それでは、それぞれの流れを具体的に見ていきましょう。
まず、BEPSについては、今までのおさらいとして、その本質を以下のようにまとめます。

I. BEPS

背景

近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化はインターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス取引の進展と相まって、従来、特定の国の課税権として捉えられてきたものが急速に機能しなくなるという状況をもたらしつつあり、このことは巨大企業による恣意的課税地の選択という、未曾有の問題に国家が直面することを意味することとなり、これを何としても早急に解決しなければならないという各国の利益が一致するものとなりました。

本質

BEPS とは、ヨーロッパを中心に 100 年以上続いてきた今となつてはある意味では牧歌的ともいえる 2 国間の租税条約をその基礎として発展してきた国際税務の枠組みについて、大きな転換をもたらすものといえ、今後の国際税務における新しい流れの基礎をなすものといえます。

仕組みづくり

ここでは、2 カ国間の条約だけでは不十分であり、より多くの国において同時に採用できるような制度的な担保が必要とされることになり、多国籍間における同時採用という観点から、従来より国際課税について関与を行ってきた国際的機関である OECD による提言という形をとりつつも、強い拘束力を有しない OECD による提言に対して、各国政府部門の合議体である G20 における首脳宣言という形で、各国が協力して全面的な支持を与えるという対応がとられることとなりました。

次に、情報交換（ここでは銀行口座にかかわる情報に重点が置かれる）については、以下のようになっています。

II. 銀行情報開示（情報交換）

一般に、租税条約上の情報交換には、3つのタイプがあるといわれています。

- ① 個別的情報交換（information exchange on request）
- ② 自動的情報交換（automatic information exchange）
- ③ 自発的情報交換（spontaneous information exchange）

①個別的情報交換は、ある国の要請に基づいて、別の国が課税情報を提供するものであり、条約締約国の権限のある当局（competent authority）が、条約相手国の権限のある当局に対して、個別に情報の提供を要請するものです。

②自動的情報交換は、個別的な要請を待たずして、金融資産の出入りや法人の所有者などに関する情報を組織的・継続的に交換し共有するもので、自動的情報交換は、密接な協力関係がある国々の間で行われるものです。

③自発的情報交換は、ある締約国が知り得た情報の中で、別の締約国が関心をもつであろう情報を、自発的に別の締約国に知らせるものであり、現時点においては一般的ではないといえます。

以上の方法論を前提として、以下のような取組が行われています。

- Global Forum on Transparency and Exchange of Information for tax purpose
- FATCA
- CRS
- 税務行政執行共助
- Global Forum on Transparency and Exchange of Information for tax purpose

日本語で「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」と呼ばれるもので、2000年から始まったOECD及び非OECD諸国を含む多国間の枠組みであり、税の透明性に関する国際基準の実施に取組む主要な国際機関となっています。

現在15の国際機関がオブザーバーとして参加するとともに133のメンバー国/地域が参加しています。

- **FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act)**

外国税務コンプライアンス法と呼ばれるもので、2010年3月に成立した米国の法律であり、米国IRS（内国歳入）が（米国から見た）外国の金融機関に対して米国人口座情報の提供を求めるものです。

FATCAそのものは外国に対して直接の法的強制力はないが、FATCAの要求する口座情報の提供を行わない外国金融機関（FFI）に対しては米国源泉所得について懲罰的源泉課税（税率30%）を課すとした。このため、米国と取引のある多くのFFIは懲罰的源泉課税を免れるよう、基本的にFATCAに対応せざるを得ない状況となっています。

- **CRS (Common Reporting Standard)**

共通報告基準と呼ばれるもので、自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準であり、これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としています。

- **税務行政執行共助条約**

税務行政執行共助条約は、締約国間で、租税に関する以下の条項交換等を相互に行うための多国間条約であり、本条約を締結することにより、国際的な脱税及び租税回避行為に適切に対処していくことが可能になります。

当該条約は、1988年に、欧州評議会加盟国およびOECD加盟国により作成された1988年条約を基礎に、透明性および情報交換に関して国際的に合意された基準を統合させることにより、OECD または欧州評議会加盟国以外の国へも開放することを目的として2010年に改定された条約です。

情報交換については、以上のような枠組みによりその推進がなされているが、そもそもの大きな発端は、2008年に米国と欧州各国を巻き込む一大スキャンダルとなったUBS事件であり、これを契機として、銀行情報の機密性が脱税の温床として使用されることに対する国際的な批判が巻き起こり、翌2010年には、米国は独自にFATCA（Foreign Account Tax Compliance Act）を打ち出し、各国の金融機関に対して対応を迫るようになりました。

その後、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを背景として、2012年OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手し、2013年9月G20首脳会議において、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年中ごろまでに自動的情報交換の技術的様式を完成させることとし、また、グローバル・フォーラムに自動的情報交換の新国際基準の実施の監視及びレビューにかかわるメカニズムの確立を要請することとなりました。

これを受け、2013年11月グローバル・フォーラムは、国際基準による自動的情報交換に関する相互審査を実施することについて合意し、2014年1月にはOECD租税委員会がCRSを承認し、同年2月にOECDから公表されたものについて、G20財務大臣・中央銀行総裁会議が支持するものとなりました。

以上

以上のように、銀行情報の秘匿性を有する地域に対する世界各国からの情報開示の圧力は近年著しく高まっており、これを受けて、タックスヘイブンと呼ばれる法域についても、租税情報交換協定の締結数は格段に増加することになりました。

しかし、このような流れの中でも、パナマは、現在まで依然として情報交換に極めて非協力的な国とされており、G20、OECD等の首脳からも継続的な批判がなされてきていました。

このような世界的情勢の中で、パナマ文書は、パナマ等の地域に対して批判を行っている G20 の首脳自身が、その裏では自ら個人的にはパナマ等の地域を利用していたという事実を白日のもとに曝け出したことに意義があり、この誠実性の欠如に対して各国の国民及びメディアの批判が集中しているといえるのです。

2009年G20各国首脳は共同声明において、「The era of bank secrecy is over.(銀行秘密の時代は終わった。)」と宣言するに至りました。

それ以降、各国及び国際組織は協力し、その実現に向けた取組を急速に進めてきていたものと思われてきました。

しかしながら、今回のパナマ文書は、その努力はまだ道半ばにあるという現実を世界に知らしめるものとなりました。

これを受けて、今後は、パナマ文書に名前の登場した各国首脳等に対する批判だけでなく、世界各国が国際的情報の交換及び透明性にかかわる取組みに、より一層力を入れていくことは間違いないものと予想され、このことは金融機関だけでなく、我々企業及び個人レベルにおける国際的取引についても、急速に様々な要請が附加されていくことを意味します。

従って、国際的ビジネスに従事するものにとっては、今後もこれらの動静に、十分な注意を払っておくことは不可欠な要素といえます。

最後に、これから迫りくる国際的情報交換という急速な変化に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn